

危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針</p> <p>平成元年 5 月 22 日 安全衛生教育指針公示第 1 号 改正 平成 2 年 12 月 1 日 安全衛生教育指針公示第 2 号 改正 平成 5 年 9 月 30 日 安全衛生教育指針公示第 3 号 改正 平成 8 年 12 月 4 日 安全衛生教育指針公示第 4 号 改正 平成 27 年 8 月 31 日 安全衛生教育指針公示第 5 号 改正 令和 3 年 3 月 17 日 安全衛生教育指針公示第 6 号 改正 <u>令和 8 年 5 月 25 日 安全衛生教育指針公示第 7 号</u></p> <p>労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。<u>以下「法」という。</u>） <u>第 60 条の 2 第 3 項</u>の規定に基づき、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針を次のとおり公表する。</p> <p>1 名称 (略)</p> <p>2 趣旨 この指針は、<u>法第 60 条の 2 第 3 項</u>の規定により事業者が危険又は有害な業務に現に就いている<u>労働者</u>に対して<u>行う、又は労働者と同一の場所において危険又は有害な業務に就く際に作業従事役員等自らが受ける</u>、当該業務に関する安全又は衛生のための教育について、教育の内容、時間、方法及び講師並びに教育の推進体制の整備等その適切かつ有効な実施のために必要な事項を</p>	<p>危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針</p> <p>平成元年 5 月 22 日 安全衛生教育指針公示第 1 号 改正 平成 2 年 12 月 1 日 安全衛生教育指針公示第 2 号 改正 平成 5 年 9 月 30 日 安全衛生教育指針公示第 3 号 改正 平成 8 年 12 月 4 日 安全衛生教育指針公示第 4 号 改正 平成 27 年 8 月 31 日 安全衛生教育指針公示第 5 号 改正 令和 3 年 3 月 17 日 安全衛生教育指針公示第 6 号</p> <p>労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）<u>第六〇条の二第二項</u>の規定に基づき、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針を次のとおり公表する。</p> <p>1 名称 (略)</p> <p>2 趣旨 この指針は、<u>労働安全衛生法第六〇条の二第二項</u>の規定により事業者が危険又は有害な業務に現に就いている<u>者</u>に対して<u>行う</u>、当該業務に関する安全又は衛生のための教育について、教育の内容、時間、方法及び講師並びに教育の推進体制の整備等その適切かつ有効な実施のために必要な事項を定めたものである。</p>

定めたものである。

- 3 内容の閲覧 内容は、厚生労働省ホームページ
(<https://www.mhlw.go.jp>) において閲覧に供する。

危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に
関する指針

I 趣旨

この指針は、法第 60 条の 2 第 3 項の規定に基づき事業者が労働災害の動向、技術革新等社会経済情勢の変化に対応しつつ事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている労働者に対して行う、又は労働者と同一の場所において危険又は有害な業務に就く際に作業従事役員等自らが受ける、当該業務に関する安全又は衛生のための教育(以下「安全衛生教育」という。)について、その内容、時間、方法及び講師並びに教育の推進体制の整備等その適切かつ有効な実施のために必要な事項を定めたものである。

事業者は、危険又は有害な業務に現に就いている労働者に対する安全衛生教育の実施に当たっては、事業場の実態を踏まえつつ本指針に基づき実施するよう努めなければならない。また、作業従事役員等は、労働者と同一の場所において危険又は有害な業務に就くときは、自身の就業状況や当該業務を行う事業場の実態を踏まえつつ本指針に基づき安全衛生教育を受けるように努めな

- 3 内容の閲覧 内容は、労働者労働基準局安全衛生部安全課及び労働衛生課並びに都道府県労働基準局安全衛生課(北海道労働基準局、東京労働基準局、神奈川労働基準局、愛知労働基準局、大阪労働基準局、兵庫労働基準局及び福岡労働基準局)にあっては、安全課及び労働衛生課)において閲覧に供する。

危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に
関する指針

I 趣旨

この指針は、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号) 第 60 条の 2 第 2 項の規定に基づき事業者が労働災害の動向、技術革新等社会経済情勢の変化に対応しつつ事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者(以下「危険有害業務従事者」という。)に対して行い、当該業務に関する安全又は衛生のための教育(以下「安全衛生教育」という。)について、その内容、時間、方法及び講師並びに教育の推進体制の整備等その適切かつ有効な実施のために必要な事項を定めたものである。

事業者は、危険有害業務従事者に対する安全衛生教育の実施に当たっては、事業場の実態を踏まえつつ本指針に基づき実施するよう努めなければならない。

ればならない。

II 教育の対象者及び種類

1 対象者

次に掲げる業務に従事する労働者又は作業従事役員等（以下「危険有害業務従事者」という。）とする。

- (1) 就業制限に係る業務
- (2) 特別教育を必要とする業務
- (3) (1)又は(2)に準ずる危険有害な業務

2 種類

危険有害業務従事者が当該業務に従事することになった後、一定期間ごとに実施する安全衛生教育（「定期教育」）又は取り扱う機械設備等が新たなものになる場合等に実施する安全衛生教育（「随時教育」）とする。

III 教育の内容、時間、方法及び講師

1 内容及び時間

安全衛生教育（別表に掲げる種類の安全衛生教育を除く。）の内容及び時間は、次に掲げるものとし、別表に掲げる種類の安全衛生教育については、同表に掲げる科目、範囲及び時間によるものとする。また、取り扱う機械設備等が新たなものになる場合等に実施する随時教育は、運転操作方法のほか点検整備等の実技に関する事項を加えたものとする。

- (1) (略)
- (2) 時間
原則として一日程度とする。

II 教育の対象者及び種類

1 対象者

次に掲げる者とする。

- (1) 就業制限に係る業務に従事する者
- (2) 特別教育を必要とする業務に従事する者
- (3) (1)又は(2)に準ずる危険有害な業務に従事する者

2 種類

二に掲げる者が当該業務に従事することになった後、一定期間ごとに実施する安全衛生教育（「定期教育」）又は取り扱う機械設備等が新たなものになる場合等に実施する安全衛生教育（「随時教育」）とする。

III 教育の内容、時間、方法及び講師

1 内容及び時間

- (1) (略)
- (2) 時間
原則として一日程度とする。

なお、安全衛生教育の内容及び時間は、教育の対象者及び

2・3 (略)

IV 推進体制の整備等

1 法第60条の2第1項に基づく安全衛生教育の実施者は事業者であるが、事業者自らが行うほか、安全衛生団体等に委託して実施できるものとする。

事業者又は事業者の委託を受けた安全衛生団体等はあらかじめ安全衛生教育の実施に当たって実施責任者を定めるとともに、実施計画を作成するものとする。

2 事業者は、実施した安全衛生教育の記録を個人別に保存するものとする。なお、安全衛生団体等に委託して実施した場合には、交付された修了証の写しを入手するなどにより、保存すること。

3 事業者が行う安全衛生教育は、原則として就業時間内に実施するものとする。

4 法第60条の2第2項に基づき、作業従事役員等が受ける安全衛生教育には、自らが属する事業を行う者が実施する教育のほか、仕事の注文者である事業者が実施する教育や、安全衛生団体等が実施する教育が含まれること。

5 法第60条の2第2項に基づき、作業従事役員等が教育を受けた場合には、修了証の交付を受け、又は事業者等の教育実施者による安全衛生教育の記録の写しを入手するなど、教育を受けたこと

種類ごとに示す別表の危険有害業務従事者に対する安全衛生教育カリキュラムによるものとする。また、取り扱う機械設備等が新たなものになる場合等に実施する随時教育は、運転操作方法のほか点検整備等の実技に関する事項を加えたものとする。

2・3 (略)

IV 推進体制の整備等

1 教育の実施者は事業者であるが、事業者自らが行うほか、安全衛生団体等に委託して実施できるものとする。

事業者又は事業者の委託を受けた安全衛生団体等はあらかじめ安全衛生教育の実施に当たって実施責任者を定めるとともに、実施計画を作成するものとする。

2 事業者は、実施した安全衛生教育の記録を個人別に保存するものとする。

3 安全衛生教育は、原則として就業時間内に実施するものとする。

(新設)

(新設)

が明らかとなる資料を入手しておくことが望ましいこと。

別表 (略)

別表 (略)